

筑後市から転出される方へ

転出される方は、新しい住所に移った日から14日以内に新住所の市区町村役場で転入の手続きをしてください。
(14日以内に届出をしないと、5万円以下の過料に処せられる場合があります。)

市民課戸籍・住基担当窓口での転出の手続きのほか、他の窓口で取り扱う主な制度についての手続きをご案内します。
該当する方は、それぞれ手続きをお願いします。

[R6.4.1]

制度など	チェック欄	担当窓口	対象者	手続き	必要なもの
転出届		市民課 戸籍・住基担当 0942(53)4112	転出される方	住民異動届(転出)をしてください。 「転出証明書」をお渡します。 マイナンバーカードをお持ちの方は、特例での 手続きとなり、「転出証明書」はお渡しておりま せん。	マイナンバーカード・運転免許証 など、本人確認できるもの
通知カード			令和2年5月25日をもって廃止になりました。そのため、住所等の変更は致しません。		
マイナンバーカード			カード申請をされる方	転入手続き後、新しい住所で申請します。	
			カード申請をされた方	すでに申請された方は、窓口でその旨をお伝 えください。	
住民基本台帳カード			カードを持っている方	転出(予定)日から14日以内に新住所地で転 入届及び継続利用の手続きをしてください。	マイナンバーカード 住民基本台帳カード
印鑑登録			登録をされている方	転出(予定)日をもって廃止されます。 登録証を返却してください。	印鑑登録証
① 国民健康保険		市民課 国民健康保険担当 0942(65)7015	加入されている方	転出される方全員の被保険者証を返却して国 民健康保険担当で保険税の精算をしてくだ さい。 世帯主が変わる場合は、新しい被保険者証を お渡します。 新住所地への転入日以降は、筑後市の国民 健康保険は使用できません。	国民健康保険被保険者証
			加入されている方が施設 等に転出される場合	筑後市で被保険者証を発行いたしますので、 住所地特例の申請をしてください。	国民健康保険被保険者証 (在園証明書又は入所証明 書)
			加入されている方で、転 出時に学生の場合(進学 のため転出される方、卒 業後就職のため転出さ れる方等)	筑後市で被保険者証を発行しますので、学生 被保険者証の届出を行ってください。	国民健康保険被保険者証、 在学証明書(転出時にす でに卒業している場合は学生 証、卒業証書でも可)
	国民健康保険 (前期高齢者)			前期高齢者(70歳以上75 歳未満の国民健康保険 加入者)	国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を 返却してください。 転出先へ提出する負担区分証明書を発行します。
		国民健康保険に加入され ている方で施設等に転出 される場合	筑後市で国民健康保険被保険者証兼高齢受 給者証を発行いたしますので、住所地特例の 申請をしてください。	国民健康保険被保険者証兼 高齢受給者証(在園証明書 又は入所証明書)	
② 後期高齢者医療保険		市民課 公費医療担当 0942(65)7016	加入されている方	住所変更(転出)の申請をしてください。 保険料還付用口座指定書を提出してください。 被保険者証を返還してください。(県外転出者) 負担区分等証明書を発行します。(県外転出 者)	後期高齢者医療被保険者証
			後期高齢者医療保険に 加入されている方で県外 の施設等に転出される場 合 (住所地特例)	住所変更(転出)の申請をしてください。 筑後市より新しい被保険者証を送付しますの で、旧被保険者証は後日返信用封筒で返却し てください。	後期高齢者医療被保険者証
子ども医療		医療証をお持ちの方	異動届を提出し、医療証を返却してください。 認定済証明申請書を発行します。(3歳以上: 県内転出者)	子ども医療証	
ひとり親家庭等医療		医療証をお持ちの方	異動届を提出し、医療証を返却してください。 必要な方は認定済証明申請書を発行します。 (県内転出者)	ひとり親家庭等医療証	
重度障害者医療		医療証をお持ちの方	異動届を提出し、医療証を返却してください。 (障害者施設等に転出される場合は、筑後市で 新しい医療証を発行します。)認定済証明申請 書を発行します。(県内転出者)	重度障害者医療証	

	制度など	チェック欄	担当窓口	対象者	手続き	必要なもの
④	バイク登録		税務課 管理担当 0942(53)4113	筑後市ナンバーのバイク をお持ちの方	ナンバープレートを返却してください。 (転出先の市町村でも手続きできます。) ※久留米ナンバーの車両(軽四輪車両、125cc 以上のバイク)をお持ちの場合は、管轄の軽自 動車検査協会などで定置場所変更の手続きを お願いします。	ナンバープレート
⑧	国民年金		福祉課 市民相談・年金担当 0942(65)7021	第1号被保険者で海外へ 転出される方	海外在住中の年金制度について説明します。	年金番号または個人番号が 分かるもの
⑨	特別児童扶養手当		福祉課 障害者支援担当 0942(65)7022	手当を受給されている方 で、福岡県外(福岡市、北 九州市を含む)へ転出され る方	県外転出届を提出してください。	手当証書 個人番号がわかるもの
	身体障害者手帳			手帳をお持ちの人で、障 害者施設等に転出される 方	手帳の住所の書き換えをします。	身体障害者手帳 個人番号がわかるもの
	療育手帳					療育手帳 個人番号がわかるもの
	精神保健福祉手帳					精神保健福祉手帳 個人番号がわかるもの
	特別障害者手当 障害児福祉手当				手当を受給されている方 で市外へ転出される方	住所変更届を提出してください。
⑩	児童手当		児童・保育課 0942(65)7017	受給されている方 (児童の父・母、又は養育 者)	受給者(父・母又は養育者)が転出する際は、 消滅届が必要です。転出先の市町村への連絡 票をお渡しします。(転出予定日の翌日から15 日以内に転出先で手続きしてください。)児童 が転出する際も手続きが必要です。	
	児童扶養手当			受給されている方 (支給停止中の方も含む)	住所変更届を提出してください。 転出先での手続きについてご説明します。	児童扶養手当証書
	保育所・幼稚園・認定 こども園・小規模保育 施設・学童保育所な ど			入所されている方	転出に伴う手続きについてご説明します。	
⑪	飼い犬の登録		かんきょう課 0942(53)4120	転出される方で、犬を飼っ ている方	①マイクロチップを装着している犬の場合 転出に伴う手続きについて説明します。 ②マイクロチップを装着していない犬の場合 筑後市での手続きは不要です。転出先の市町 村で手続きをしてください。	
⑮	上下水道		上下水道課 上水道庶務担当 0942(65)7035 下水道庶務担当 0942(65)7036	市の上下水道を使用され ている方	使用中止日の3日前までに中止届を提出してく ださい。 ただし、井戸水のみ住宅で下水道を使用し ている場合は、窓口又は郵送で中止届を提出 してください。	
⑱	介護保険		高齢者支援課 介護保険担当 0942(53)4115	介護保険の被保険者	①市外の「住所地特例施設」に転出される方 転出されても筑後市の被保険者のままです。 後日新住所の被保険者証等を送付します。 ②その他の場所へ転出される方 介護保険料還付等の通知先届(資料②) を提出してください。被保険者証等を返却 してください。 認定を受けている方は転入日から14日 以内に転入先の介護保険の係で手続き をしてください。	介護保険被保険者証 負担割合証(対象者のみ) 負担限度額認定証(対象者 のみ) 通帳(②の方のみ)
㉔	市営住宅		都市対策課 市営住宅担当 0942(65)7029	入居している人の一部が 転出される方	市営住宅異動届を提出してください。	異動事実とその発生日がわ かる書類の提示(転出証明 書・住民票除票等) 個人番号がわかるもの
㉕	公立小中学校		学校教育課 学事担当 0942(65)7038	公立小中学校へ通学され ている方	転校の手続きについて説明します。 学期末まで通学を希望される方は、区域外就 学許可申請書を提出してください。	住民異動届の写し (市民課でお渡しします)
㉓	図書館		図書館 図書館担当 0942(51)7200	利用者カードを作成して いる方	利用者カードと貸出中の図書やDVDを返却し てください。	利用者カード、貸出中の資料

※転出をやめるとき

転出証明書と本人確認書類を持参して、市民課戸籍・住基担当で転出取消しの届出をしてください。

*** その他のことでお問い合わせがある場合 ***

筑後市役所 TEL0942-53-4111(代表)

〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井898番地